

独立行政法人日本芸術文化振興会業務方法書

平成十五年十月一日

文部科学大臣認可

(目的)

第一条 独立行政法人日本芸術文化振興会(以下「振興会」という。)は、独立行政法人日本芸術文化振興会法(平成十四年法律第百六十三号。以下「振興会法」という。)第三条に規定する目的を達成するため、その業務に関し、独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第二十八条第一項の規定に基づき、この業務方法書を定める。

(業務運営の基本方針)

第二条 振興会の業務は、法令及びこの業務方法書の定めるところに従い、適正かつ確実な運営を期するとともに、芸術その他の文化の向上に寄与するよう執行されなければならない。

(助成金の交付)

第三条 振興会は、芸術その他の文化の振興又は普及を図るための次の活動に対し、助成金を交付する。

- 一 芸術家及び芸術に関する団体が行う芸術の創造又は普及を図るための活動で次に掲げるもの
 - イ 現代舞台芸術の公演、伝統芸能の公開その他の活動
 - ロ 美術の展示、映像芸術の創造その他の活動
 - ハ 先駆的又は実験的な公演、展示その他の活動
- 二 地域の文化の振興を目的として行う活動で次に掲げるもの
 - イ 文化会館、美術館その他の地域の文化施設において行う公演、展示その他の活動
 - ロ 伝統的建造物群、遺跡、民俗芸能その他の文化財を保存し、又は活用する活動
- 三 前二号のほか、文化に関する団体が行う文化の振興又は普及を図るための活動で次に掲げるもの
 - イ アマチュア、青少年等の文化団体が行う公演、展示その他の活動
 - ロ 文化財である工芸技術又は文化財の保存技術の復元、伝承その他文化財を保存する活動

(運営委員会)

第四条 前条の助成金の交付を適正に行うため、振興会に芸術文化振興基金運営委員会(以下「運営委員会」という。)を置く。

- 2 振興会は、前条の規定により助成金を交付しようとする場合には、あらかじめ、交付対象の採択について運営委員会の議を経るものとする。
- 3 運営委員会は、前項に定めるもののほか、理事長の諮問に応じて振興会の助成金の交付に係る業務に関し、運営方針その他重要な事項について調査審議する。
- 4 前各項に定めるもののほか、運営委員会の組織及び運営に関し必要な事項は別に定める。

(交付要綱)

第五条 前二条に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項については、別に交付要綱を定める。

(その他の援助)

第六条 振興会は、第三条の助成金の交付のほか、同条各号に掲げる活動に対し、その他必要な援助を行う。

- 2 前項の業務の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(劇場施設の設置)

第七条 振興会が設置し、伝統芸能の公開その他の伝統芸能の保存若しくは振興のための事業を行い、又は伝統芸能の保存若しくは振興を目的とする事業その他のための利用に供する劇場施設（以下「国立劇場」と総称する。）並びに現代舞台芸術の公演その他の現代舞台芸術の振興若しくは普及のための事業を行い、又は現代舞台芸術の振興若しくは普及を目的とする事業その他のための利用に供する劇場施設（以下「新国立劇場」と総称する。）は、次に掲げる施設とする。

一 国立劇場本館

- イ 大劇場
- ロ 小劇場
- ハ その他の施設

一の二 国立劇場演芸資料館

- イ 演芸場
- ロ その他の施設

一の三 国立劇場能楽堂

- イ 能舞台
- ロ 研修能舞台
- ハ その他の施設

一之四 国立劇場文楽劇場

- イ 文楽劇場
- ロ 小ホール
- ハ その他の施設

一之五 国立劇場おきなわ

- イ 大劇場
- ロ 小劇場
- ハ その他の施設

二 新国立劇場

- イ オペラ劇場
- ロ 中劇場
- ハ 小劇場
- ニ その他の施設

2 前項に掲げる劇場施設は、常に良好な状態において維持管理されなければならない。

(伝統芸能の公開及び現代舞台芸術の公演)

第八条 振興会は、前条に掲げる劇場施設において、伝統芸能の公開及び現代舞台芸術の公演を行う。

2 振興会は、前項の規定にかかわらず、特に必要がある場合は、前条に掲げる劇場施設以外の場所において、伝統芸能の公開若しくは現代舞台芸術の公演を行うことができる。

3 前二項の業務の実施にあたっては、適正な価格を徴収のうえ、一般の鑑賞に供するものとする。

(養成及び研修)

第九条 振興会は、第七条に掲げる劇場施設を利用して、伝統芸能の伝承者の養成及び現代舞台芸術の実演家その他の関係者の研修を行う。

2 前項の規定による養成及び研修のため、振興会は、各分野の現状を的確に把握するとともに、それに即し、最も効果的な方法及び手段を用いて行うものとする。

(調査及び研究)

第十条 振興会は、次に掲げる調査及び研究を行う。

- 一 伝統芸能に関する調査及び研究

- イ 伝統芸能の純正な形態による公開のための調査及び研究
 - ロ 伝統芸能の演出及び演技の向上に資する調査及び研究
 - ハ 伝統芸能に対する意識及び実態に関する調査統計資料の作成
 - ニ その他の伝統芸能に関する調査及び研究
- 二 現代舞台芸術に関する調査及び研究
- イ 現代舞台芸術の公演に関する調査及び研究
 - ロ 現代舞台芸術の実態及び活動状況についての調査及び研究
 - ハ その他の現代舞台芸術に関する調査及び研究

(情報及び資料の収集、及び利用)

第十一条 振興会は、次に掲げる伝統芸能及び現代舞台芸術に関する情報及び資料を収集し、整理し、利用に供する。

- 一 図書、絵画、楽譜、台本、番付、小道具、衣裳、かつら、楽器等
 - 二 レコード、テープ、映画フィルム、写真等
 - 三 その他の伝統芸能及び現代舞台芸術に関する情報及び資料
- 2 前項により収集及び整理した情報及び資料は、展示、閲覧、講演会、刊行物、ホームページその他の方法を用いて一般の利用に供する。

(記録の作成及び保存)

第十二条 振興会は、伝統芸能及び現代舞台芸術の自主公演等について、録音、録画、写真等による記録を作成し、保存する。

- 2 振興会は、必要があるときは、前項の規定により作成した記録の成果を刊行する。

(施設の利用)

第十三条 振興会は、国立劇場及び新国立劇場をその設置目的に応じて適切かつ効率的に一般の利用に供するものとする。

- 2 前項の業務の実施にあたっては、別に定める規程により、それらの施設の用途に応じ、適正な対価を徴収のうえ、一般の利用に供する。

(附帯業務)

第十四条 振興会は、第三条から前条までに定める業務に附帯する業務を行う。

(業務委託の基準)

第十五条 振興会は、業務の効率的実施のため、劇場施設の補修、設備の維持管理業務の一部、又は振興会の業務に付随する補助的業務若しくは間接的業務を、外部の者に委託して行うことができる。

2 振興会は、前項の規定に関わらず第八条から第十四条までに定める業務のうち、第七条第一項第一の五号に掲げる国立劇場おきなわ及び第二号に掲げる新国立劇場に係る業務の全部又は一部を、次に掲げる者に委託して実施することができる。

一 国立劇場おきなわに係る業務 財団法人国立劇場おきなわ運営財団

二 新国立劇場に係る業務 財団法人新国立劇場運営財団

3 振興会は、前二項の規定により業務を委託する場合には、受託者との間に委託契約を締結するものとする。

(競争入札その他契約に関する基本的な事項)

第十六条 振興会は、売買、貸借、請負その他の契約を締結する場合には、すべて公告して申込みをさせることにより競争に付すものとする。ただし、予定価格が少額である場合その他の別に規程で定める場合は、指名競争又は随意契約によることができる。

(外部資金)

第十七条 振興会は、振興会法第三条に規定する目的に資するため、寄附金その他の外部資金を受け入れることができる。

2 外部資金の受入れについて必要な事項は、別に定める。

(業務細則の作成)

第十八条 振興会は、この業務方法書に定めるもののほか、振興会の業務に関し必要な事項を定めることができる。

附 則

この業務方法書は、平成十五年十月一日から施行する。